平成２２年（フ）第８８６４号
大阪市住吉区杉本２丁目32番20号
破産者　寺島　大藏
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１７２号
大阪市東淀川区瑞光１丁目３番21号
破産者　川添　光良
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９２３号
兵庫県西宮市高須町１―１　武庫川団地第12号棟711号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉南３丁目３番５―306号
破産者　杉野　治良
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９３５号
大阪市平野区加美東４―６―９―406、住民票上の住所大阪市此花区高見１丁目３番33―1005号
破産者　阪口　直彦
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６号
大阪市西区南堀江１丁目15番17―304号、前住所大阪市中央区東心斎橋１丁目８番11―2501号
破産者　石田　新二
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５号
岡山市北区今５丁目８番25号　セブンスヘブン今402号、開始決定時の住所大阪府大東市氷野３丁目２番205号
破産者　瀬間　康朗
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４号
大阪府大東市御領２―１―24、開始決定時の住民票上の住所大阪府大東市御領３丁目12番19号
破産者　尾本　　榮
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６号
大阪府枚方市津田東町３丁目12番12号
破産者　治島　吉史
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９４号
大阪市都島区友渕町１―４―３―214号、住民票上の住所大阪市都島区友渕町１丁目３番105―907号
破産者　中尾　俊介
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５０号
大阪市淀川区新北野２丁目10番25号、前住所大阪市淀川区塚本３丁目４番１号
破産者　元岡　俊壮
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４８号
大阪市港区八幡屋１丁目３番13号
破産者　丸谷　朝二
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２６号
大阪府八尾市南木の本６丁目35番地の２
破産者　ラポール・オートディーラーアクティブこと　瀬戸山栄一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２７号
大阪府八尾市南木の本６丁目35番地の２
破産者　瀬戸山ミヨ子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９２号
大阪市天王寺区真法院町26番７号
破産者　間城伊佐雄
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６７３号
兵庫県淡路市野島江崎575番地23
破産者　伊東秀之助
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６７４号
大阪府東大阪市金岡１丁目７番25号
破産者　小西　泰裕
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７６９号
大阪市城東区鴫野東１丁目７番１号
破産者　河井　昌浩
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７７６号
大阪市西区南堀江４丁目25番35号　東芝ビル504、前住所大阪市西区南堀江４丁目９番37号　ル・グランデ堀江日吉公園401
破産者　五十﨑盛三
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部